

一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の
公表の基準について

一般旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第27条第4項及び第31条の規定に基づく命令、法第40条、タクシー業務適正化特別措置法第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を受けた事業者名及び処分内容等を公表することにより、利用者等による事業者の選択を可能とし利用者保護に資するとともに、事業の健全な発達及び輸送の安全確保に資するため、当該公表についての基準を次のとおり定め、今後この基準に従い公表を行うこととする。

府運陸一第47号	
府運陸二第50号	
平成14年 2月 4日	
一部改正 平成20年12月26日	
一部改正 平成23年 2月10日	
一部改正 平成26年 1月27日	
一部改正 平成28年11月30日	
一部改正 平成29年 1月16日	
一部改正 令和 5 年 4月12日	

内閣府沖縄総合事務局長

1. 行政処分等の公表範囲は、次のとおりとする。

- (1) 文書による勧告又は警告を受けた一般旅客自動車運送事業者
- (2) 自動車その他の輸送施設の使用停止処分を受けた一般旅客自動車運送事業者
- (3) 事業の停止処分を受けた一般旅客自動車運送事業者
- (4) 許可の取消し処分を受けた一般旅客自動車運送事業者
- (5) 法第27条第4項の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者
- (6) 法第31条の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者
- (7) タクシー適正化・活性化法第17条の2の命令を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者

2. 行政処分等の公表内容は、次のとおりとする。

- (1) 行政処分等の年月日
- (2) 事業者の氏名又は名称（複数の営業所がある場合は当該行政処分等に係る営業所の名称を含む。）

- (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地（番地まで。ただし、個人タクシ一事業者にあっては、市町村までとする。）
- (4) 行政処分等の内容
- (5) 主な違反条項
- (6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要
- (7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数

3. 行政処分等の公表時期及び方法は、次のとおりとする。

- (1) 沖縄総合事務局は、事業停止処分、許可の取消処分のほか、社会的影響が高いと認められる行政処分については、その都度、報道機関等へ2. の内容を記載した資料を提供するとともに、ホームページに記載するものとする。ただし、ホームページへの掲載については、1ヶ月分を取りまとめて行うことができるものとする。
- (2) ホームページへの掲載は、掲載を行った月から5年間継続して行うものとする。
- (3) 沖縄総合事務局は、全国の一般旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の情報を、国土交通省のホームページからリンクして公表するものとする。

4. 沖縄総合事務局は、各年度末にその年度に行政処分等を受けた会社数、行政処分等の内容ごとの件数を報道資料及びホームページで公表するほか、3月ごとに、違反点数が20点を超えた事業者について、事業者名、累積点数及び主な違反行為を報道資料並びにホームページで公表するものとする。

附則（平成14年2月4日 府陸一第47号、府陸二第50号）

- 1. この基準は、平成14年2月1日から実施するものとする。
- 2. 平成13年度末において行われた行政処分等に係る4. の公表については、平成14年度末において平成14年度分の公表と併せて行うものとする。

附則（平成20年12月26日 府運監指第161号）

この基準は、平成20年12月22日から実施するものとする。

附則（平成23年 2月10日付け府運監指第6号、公示第24号）

この基準は、平成23年4月1日から実施するものとする。

附則（平成26年 1月27日付け府運監指第18号、公示第7号）

この基準は、平成26年1月27日から実施するものとする。

附則（平成28年11月30日付け府運監指第232号、公示第106号）

この基準は、平成28年12月1日から実施するものとする。

附則（平成29年 1月16日付け府運監指第30号、公示第12号）

この基準は、平成29年1月16日から実施するものとする。

附則（令和5年4月12日付け府運監指第33号、公示第16号）

1. この基準は、令和5年4月1日から実施するものとする。

2. この基準の施行の日前に行われた行政処分等であって、ホームページへの掲載を

行った月（文書による勧告にあっては、当該勧告を行った月の翌月）から起算して5年を経過していない事案についても、この基準の3.（2）の規定を適用し、ホームページへの掲載を行った月（文書による勧告にあっては、当該勧告を行った月の翌月）から起算して5年を経過するまではホームページへの掲載を行うものとする。